

昭和二十八年大蔵省・通商産業省令第二号

金管理法第五條第二項の規定に基づく立入検査をする職員の手持する身分を示す証票の書式を定める省令

金管理法第五條の規定に基き、粗金及び金地金の生産等の報告等に関する省令を次のように定める。

金管理法（昭和二十八年法律第六十二号）第五條第二項の規定により、当該職員が立入検査をする場合における同条第三項に規定する証票は、別表書式による。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 金鉱業用物品の輸入税免除手続等に関する省令（昭和二十五年大蔵省令、通商産業省令第一号）は、廃止する。

3 改正前の金管理法（以下「旧法」という。）第二十條の規定により輸入税の免除を受けた物品を輸入した金鉱業者が旧法第二十一條各号の一に該当するに至つた場合は、当該者については金鉱業用物品の輸入税免除手続等に関する省令（昭和二十五年大蔵省令、通商産業省令第一号）第五條及び第六條の規定は、この省令施行後もなおその効力を有する。

附 則（昭和六十二年四月二十四日大蔵省・通商産業省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

別表書式

第 号	
所屬官庁 氏 名	年 月 日 生
金管理法第五條の規定による立入検査職員証票	
年 月 日 発行	何々省（地方部局にあつては当該地方部局名）
（折 目）	
写 真 ち ょ う 附	

（裏 面）	
この証票を携帯する者は、金管理法第五條の規定により立入検査を行う職権を有するものである。	
第五條 金管理法は、必要があるとき、主務省令で定めるところにより、第三條第一項に規定する者から粗金及び金地金の生産及び受払の状況に関する報告を徴することができる。	
2 主務大臣は、必要があるときは、当該職員をして、前項に規定する者の事務所、営業所、工場、倉庫又は金鉱物、粗金若しくは金地金が蔵置されていると認められる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	
3 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。	
4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められ、たものと解してはならない。	
（折 目）	